第２３回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会　議事録

【日時】令和4年12月21日（水）13：00～15：00

【会場】ホテルプリムローズ大阪　鳳凰の間

【出席委員】

岩田　三千子　　摂南大学 名誉教授

泉本　徳秀　　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会　代表理事

上田　一裕　　　一般財団法人　大阪府視覚障害者福祉協会　副会長

大竹　浩司　　　公益社団法人　大阪聴力障害者協会　会長

岡田　明　　　　大阪公立大学　名誉教授

小尾　隆一　　　社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　常務理事

斉藤　千鶴　　　関西福祉科学大学　社会福祉学部　社会福祉学科　教授

柴原　浩嗣　　　一般財団法人　大阪府人権協会　業務執行理事　兼　事務局長

髙島　純子　　　一般社団法人　大阪府建築士事務所協会　第4支部　幹事

田中　米男　　　一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会　副会長

中屋　吉広　　　一般社団法人　大阪外食産業協会　常務理事

西尾　元秀　　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議　事務局長

羽藤　隆　　　　一般社団法人　大阪脊髄損傷者協会　会長

林　　幹二　　　日本チェーンストア協会関西支部　事務局長

山田　伸一　　　生活衛生同業組合　大阪興行協会　常務理事・事務局長

山本　尚子　　　公益社団法人　大阪府建築士会　委員

〇事務局

委員紹介、資料確認　等

次に、11月末で田中前会長が退任され、その後審議会を開催する前の部会でございますので、今回の部会については、部会長が不在でございます。そのため、大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会設置要綱第3条3第3項の規定により、部会長代行を委員の互選により選任させていただきます。誰か選任していただけませんでしょうか。

〇委員

部会長代行には、人間工学およびユニバーサルデザインの専門である岡田委員にお願いしてはいかがでしょうか。

〇事務局

ありがとうございます。その他ご意見等ございませんでしょうか。

ご異議がないようですので、岡田委員に部会長代行をお願いしたいと思います。それでは、これ以降の議事につきましては部会長代行、よろしくお願いいたします。

〇部会長代行

　ご推薦をいただきまして大変恐縮をしております。なにぶん不慣れなところもございますので、皆様方のご協力のもと進めていければと思っておりますので一つよろしくお願いいたします。

またこの年末のお忙しい最中、この会議にご出席賜りまして私の方からも改めてお礼申し上げます。

では限られた時間でありますので、早速議題の方に入っていきたいと思います。まず最初の議題としては、重度の障害、介助者等への対応、小規模店舗のバリアフリー化等に関わる建築設計標準の改正を踏まえた大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂についてということで、事務局の方からご説明をお願いいたします。

〇事務局

資料1-1から1-6について説明

〇部会長代行

ありがとうございます。

非常に要点のみ手短に説明していただいたので、皆さんがた全部は捉えきれていないかと思いますので、ここで時間を取りたいと思うんですけれども、今の時点でお気づきの点、質問等ございましたら、挙手をしてご発言していただきたいんですけどもいかがでしょうか。

〇委員

今ガイドラインのことの、1－6までのご説明をいただいたかと思うんですけれども、いくつか意見を言わしていただければというふうに思います。

まず、最後の方でありましたけど、今回21番ということで、小規模店舗における設計ガイドラインという項目をガイドラインの中に入れたということなんですけれども。

おおよそはこの前の方にある造作とか内装とかと、重なる部分がほとんどかなという気がしています。これはイコールであるはずなんですが、いくつか落ちている部分がありまして、例えば具体的に言いますと、1－6のところのカウンターの高さ、145ページの次、21で一番下のところに下端の高さが60センチから65センチというふうに書いてあるんですが、違うところの前の方を見ますと、改訂されていてもうちょっと高く書いてあるんですよね。129ページのカウンターというところには、車椅子の膝が入るように65センチから70センチ程度というふうに書いてあるので、前と後ろが違うというふうな形になっていまして、ここはうちの方でとりあえずピックアップしたところもありますので、全部は言いませんけれども、また紙資料で出させていただきますのでそれをチェックして、合わせていただきたい。同じように21番の新たな項目というのをそのまま書き連ねるというよりは、今回小規模店舗ということは、やはり利用シーンに即してというふうなことを書かれていますので、項目のまとめ方では、手すり、カウンターというふうに書いているんですが、利用シーンということであれば入り口から入って通路があってというようなまとめ方の方が、まとめ方を変えるといいますか、した方がいいんじゃないかなっていうことは思います。これについても今日は具体では出しませんがこちらから案が出せればというふうに思っています。これがガイドラインの一つ目です。

二つ目です。二つ目は、国の建築設計標準にあるものと今回のガイドラインとの整合性というところなんですが、国の方の建築設計標準が変わってということなので、これはできるだけガイドラインもそれに寄せる形で書いていただきたいというように思います。これも具体的にうちの方でピックアップしているんですがそれ一つ一つ言い出すときりがありませんので国の建築設計標準に合わせてのガイドラインの変更というのができないかということが二つ目になります。

それと関連しますけれども、今回は小規模店舗と、もう一つ、重度障害者の利用に配慮したということなんですが、駐車場の件で、皆さんのお手元にもこの赤い本があると思うんですけれども、例えばこれで言いますと、2－59とか2－60とかで、出てくるんですけれども。要は車椅子の後ろの部分、リフト車で後ろから出入りする部分ですね。その場合は後ろにちょっとスペースが必要であるとか。そういうわかりやすい表が載っていまして、それとあとはここの地下駐車場でもそうなんですけど、そういうワゴン車が入ってくる場合の高さ制限です。これ2.3メーター云々と書いていますが、そういった部分も含めて、説明というのをしていただきたいということがあります。

あと先ほどの例にも重なりますが、小規模の方の車椅子駐車場の方の説明で3.5メーター空けるというところの説明は小規模の方の説明では少し不十分だったかなという気がします。これは元々の駐車場のところでしっかり説明しているところがあるかなと思いますので、それと同じような形で小規模のところの説明もしていただきたいというように思います。これもまたガイドラインの中での整合性ということなので取っていただきたい。

あとは、機能分散のトイレのことなんですが一応機能分散という言葉が入っているということが先ほどの説明の方にありましたが、その後の図の方には機能分散とかいう説明もないところもあるのかなと思いますので、この辺はいろいろと図は載せていただいているんですが、もう少し機能分散を進めるような説明を載せていただけないかなということがあります。

あと、入り口の切り欠きのところで、これも段差がないようにというのはガイドラインの方で書いていただいているんですが、国の設計標準の改正の方には、もう少し細かい説明もありますので、ちょっとわかりやすくするためにはそういうものも載せていただきたいということがあります。

ここまで、一つはガイドラインの新規の項目について整合性をしっかりとっていただくということと、21で新たに書き下ろすんであれば、まとめ方は利用シーン別にした方がいいんではないかということ、それから国の設計標準に載っているわかりやすい部分、それから付け加えたい部分、今言ったような部分についてはぜひ付け加える形での説明をしていただきたいということです。

あとは当事者意見の方をガイドラインにどう反映させるかということについては、反映できている部分もあるけど、もう少し載せていただいてもいいのかなという部分を感じています。ただここは今こういう感じで抽象的に言っても、どうかなというところもありますので、今日のところまとまりがないですが、どこまでどう書けるかということも含めていくつか検討していただきたいというようなところがあります。

とりあえず、ガイドラインについてこんな感じです。以上です。

〇部会長代行

ありがとうございます。非常に貴重なご指摘、ご意見をいただきました。他の皆さんがたいかがでしょうか。

私の方から、一つ確認したいことがあるんですけども、資料1－3の各表の中、右端に記載ページが載せられていますけれども、このページ番号というのは資料1－5のページ番号に対応しているということでしょうか。

〇事務局

資料1－3にあります記載ページについては、資料1-5のページ数としております。

〇部会長代行

ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

〇委員

今説明いただきました中で1-3の8ページのところの⑨で、車椅子使用者用駐車区画のロック板があり、車椅子では使いにくいということに対して、ガイドラインの方には、ロック板等を設置する場合は、乗降の妨げにならないようにするというようなことを記載するということになっているんですけども、いろいろ調べてみましたら、駐車場の形態というのは4種類ぐらいありまして、こういったロック板をつけるというのもいくつかのタイプがあるらしいです。いずれも、場所を妨げないようにとなっているんですけども、今あるコインパーキングのロック板の設置、いくつかありますけども、どれを見ても、やはり車いすの乗降にとっては大きな妨げになって、そのことある自体が乗りにくい、乗れないというようなことが現実にあります。だから場所を変えるんじゃなくて、設置をしないで欲しいというような形をとれないかということなんです。

もう一つは、実はこのロック板というのは、入ってから三分後にロック板が上がるらしいんですけども、今度は帰りのときに、チケットで支払います。それで乗り込んで、今度は三分後に、ロック板がまた戻るらしい。だから、車椅子の場合は、乗る場合でも時間がかかる場合もありまして、3分では乗れない。これはある大手メーカーの駐車場設置の、時間らしいんですけども、こういうような時間が限られているとなると、時間がかかる場合もあるので、非常に利用は難しいと思う。

現実、私自身もロック板のところはほとんど駐車しないんですけれども、だから変えるということだけじゃなく、このこと自体が車椅子利用の方にとっては利用できないというようなことが、現実にあるわけですから、設置しないというような形の、ガイドラインの記載にしていただけないかなという具合に思うわけです。以上です。

〇部会長代行

ありがとうございます。こちらも非常に貴重なご意見をいただきました。いかがでしょうか。そのことも含めて、他、ご意見、ご質問等ございましたら。

〇委員

今日の資料1-4の10番のところの機能分散というので、既に機能分散を図るとガイドラインに記載済みということなんですが、機能が外からわからないとこで選択できないので、何かそういう工夫で例えば機能がわかるように表示するとかもう一言何か書けないものでしょうかということでお願いしたいです。

それから、資料1－6で、最後に小規模店舗における設計ガイドラインをつけていただいたんですが、それについてもう少し見直した方がいいですよというご意見ありましたが、例えばカウンターのところの下から6個目の丸なんですけど、色相または彩度の差の確保に配慮して選定すると書いてあるんですが、色に関しては3属性というのがありまして一番効果が高いのは明度なんですね。だから、いかなる場所でも明度という言葉は落とさないでいただきたいので、もちろん前の方の129ページあたりの造作設備っていうところには明度という言葉はちゃんと書いてありますので、何しろ明度、これを落とさないようにしていただきたいです。以上です。

〇部会長代行

ありがとうございます。いろいろご指摘ご意見が出てきましたけれども、事務局として何かこの場で回答できることがありましたらお願いいたします。

〇事務局

たくさんの貴重なご意見ありがとうございます。

順番が逆になるかもわからないんですけれども、駐車場のロック板の記載につきましては、もう少し検討させていただけたらというふうに思っております。

あと21番の小規模のところと、他のところが違うという整合性につきましては大変申し訳ございません。古い記載が残ってたりとかというところもあったようですので、もう一度しっかりと確認をさせていただきたいというふうに思います。

また利用シーンに分けてというご意見につきましても検討させていただけたらと思っています。

その他の部分でもご意見いただいたところにつきましては、もう少し書き込めるのかどうかといったところも含めて、調整したいというふうに思っております。ざっくりのご回答になって申し訳ございませんがよろしくお願いいたします。

〇部会長代行

ありがとうございます。他、ご意見ご質問等いかがでしょうか。

〇委員

前回ちょっと欠席をいたしまして、現地検証でまとめていただいた中の6ページにカームダウンスペースがあると良いという現状の指摘があると思います。それをガイドラインの記載案で、多様なニーズへの対応としての個室や、簡易な仕切りを用意するという、そういう受けをされているんですがちょっとこのニュアンスが違うというふうに思います。カームダウンが必要だというのはちょっと過敏になってパニックを起こしたときに静まるようなスペースでありまして、実は今関西空港の見直しのリニューアルの中で、カームダウンスペースを10月に初めて設けていただいたんです。ですからそういう意味でこのカームダウン、クールダウンという名称を少し表に出すような見直しをしていただきたいなと思っています。

ここにありますような、個室とか簡易な仕切りというのも、要は最初から、例えば飲食店ですと、周りの目を気にしないで落ち着いて食事をするために用意していただくということになると思いますし、この現地検証で美容室のところで出ているんですけども、それは美容室でサービスを受けている際にちょっと不安になって、落ち着けるスペースが欲しいなというというところとあると思います。そうしますと記載変更のところで、内装とか小規模店舗のガイドラインに付け加える内容はこれでいいのかもしれませんがプラス、知的障害とか発達障害、精神障害の項目に、こういう記述をつけ加えていただく方が多分ねじれがないように思います。ですので、現状のガイドラインの知的障害、精神障害、発達障害のところに、カームダウン、クールダウンというはっきりとした名称を取り入れていただけたらというふうに思っております。以上です。

〇部会長代行

ありがとうございました。他のご意見ご質問等ございますでしょうか。

〇委員

よろしくお願いいたします。2点ございます。

1点目は確認なんですけれども、便房の中のベッドのサイズです。これは今後審議の対象になるということだったんですが、高さについてわかりませんので教えてください。この高さによってその介護する方々の負担が大きくなったり軽くなったりすることがあると思いますので、これ1点お願いいたします。

もう一つは、2点目は先ほど情報提供をしていただいたわけですけれども、万博の会場について多くの方々、特に海外の方は、地下鉄を利用して、それ以外の者はバスを利用するという情報がございます。その中で、当然視覚障害者だけではなく、車いすに乗ったまま乗れるようなワンステップのバスの用途が大きな課題になろうかと思っております。この場においてそれを審議する場かどうかわかりませんけれども、そういう側面も乗りやすい、そういうバス停の作りもいるのかなと考えておりますので、今の状況につきまして何かわかっているようでありましたら情報提供をお願いしたいと思います。以上です。

〇部会長代行

ありがとうございます。今のご質問の後半のバス停について何か情報をお持ちの方おられたらお願いいたします。いかがでしょうか。

前半の質問について事務局からお願いいたします。ベッドの高さですね。

〇事務局

国の設計標準の中では高さについては50センチ程度ということで書かれているところでございます。

〇部会長代行

それをガイドラインにも盛り込むということでよろしいんでしょうか。

〇委員

ありがとうございます。

今座っている椅子はだいたい50センチぐらいだと思うんですね。これはやっぱり負荷がかかると思われます。私の意見としては、洋式便座の中でも高いのがありますよね。床から高めのもので、少なくともその程度の高さを確保してもらわないと、やはり介護者に対する負担が高くなるかなと考えておりますので、50よりもうちょっと高めの方、検討をお願いしたいと思います。また、座長さんが言われたように、数字を載せてもらった方がいいかなと考えております。以上です。よろしくお願いいたします。

〇部会長代行

検討をお願いいたします。

それから、一つ前のご質問ご意見にあった件についてはいかがでしょうか。

〇事務局

カームダウンの件については、今のガイドラインにあります知的障がい等の項目もありますのでそちらの方にも記載するように考えております。具体にカームダウン、クールダウンという言葉を出させていただくような修正をさせていただきたいと思っております。

〇部会長代行

よろしいでしょうか。他、何かありますか。

〇委員

今まで出された意見と違うんですけど、今回出されたガイドライン改訂案で、1－6ですけども、この中の48ページ、8番便所というのがあるんですけども、ここで位置付けとか配置、大きさとかいろいろ書いてあるんですけれども、そういうことも大事な部分ですけども、このトイレの呼称、今までは多目的トイレとか誰でも使えますというようなことが書いてあって、私達車椅子のものにとって非常に使いづらかったわけですけども、今回の国の改正の中で、バリアフリートイレというような形の呼称にするというように私は理解したわけですけども、であるならば、ここの便所のところの呼称をバリアフリートイレとするというそういうような記載なんかはできないんでしょうか。もしかしたらどこかにあるかもわかりませんけども。

○部会長代行

この件についていかがでしょうか。

〇事務局

今いただきましたバリアフリートイレという表現に、変えさせていただきたいと思っておりまして、1－6の49ページ、点字資料でいきますと133ページになるかと思いますが、そちらの右側の解説の「またバリアフリートイレの中に設置する場合」というような形で少し表現を変えさせていただいているところもございますが、他の部分についても確認の上、こういうバリアフリートイレという呼称に変えたいと考えております。

〇部会長代行

ありがとうございます。よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。

〇委員

意見ですが、資料の1－6です。35ページです。エレベーターに関する記載がありますが、音声案内というところが書かれてあり、これは、建築物移動等円滑化基準が載っています。

音声案内の説明が書いてあるんですけれども、音声に頼るのが難しい人もいます。その場合、別の方法で可視化。そういう情報伝達方法はないのか、そういうのを載せるべきではないでしょうか。それが載っていないので、聞こえない人たちを除外していることになります。書き方の問題だと思います。

参考ですが、今年5月に国の法律ができました。障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法が成立されました。その中には、障害がある人、ない人が同じ時に、同じ場所で情報をアクセスできる必要があるというふうな文言が書かれています。これは理念法律ですけれども、現場に活かす上で、これも関連して、移動等円滑化基準の文章は、国自身が直すべきだと思います。大阪府としてガイドラインに望ましいというふうに書いてありますけれども、そういうふうではなく、音声案内に変わる案内を聞こえる人と同等に書くべきではないかと思います。望ましいという言葉ではなくて、義務化というふうなことを加えていただけたらいいと思います。エレベーターは一つの例ですけれども、他にもいくつかあると思います。来年度検討部会の話がありますので、国の建築設計標準の中で、足りない部分を大阪府の条例の中で補っていく考え方で活動していってほしいと思います。

私もいろいろ探してみたんですけれども。今話したようにやっぱり漏れや足らないところはいくつかあると思います。そのあたりでよろしくお願いしたいと思います。以上です。

〇部会長代行

ありがとうございます。貴重なご意見ですけれどもこれについては事務局の方で、ここの視覚的な表記というのは抜けていたんでしょうか。

〇事務局

貴重なご意見ありがとうございます。

今のガイドラインの中では音声案内が義務という形になっているということで、可視化できるものも義務にするべきだというご意見をいただいております。現状としましては、今のガイドラインの中に望ましい整備ということではあるんですが、資料1－6の36ページ

ですね点字資料でいきますと121ページになるかと思います。そちらの1に下から四つ目の丸で、これはあくまで望ましい整備ですので、委員のご意見とは違うんですけれども少しご紹介をさせていただきたいというところで、音声による案内および電光表示板や手話を表示できるディスプレイ装置等の案内を行うというのは書かしていただいているんですけれども、これを音声案内と同様に義務化するべきではないかというご意見については来年度、義務化に関して検討させていただきたいと思っておりますので、その中で議論検討を進めさせていただければと思っております。

○部会長代行

ありがとうございます。とりあえずそういうことでよろしいでしょうか。他、ご意見、ご質問等いかがでしょうか。

〇委員

私前回欠席しておりますので前回の議論を踏まえていないのでちょっと失礼なこと言うかもしれませんけども、資料1－4の1番のオールジェンダートイレの設置について、望ましい整備には追加するべきではないかというふうな意見があって、今回その基本的な考え方の項目にトランスジェンダーを入れたというふうな形で整理されています。資料の1－6の48ページのところの便所のところで基本的な考え方でトランスジェンダーが入っているんですけども、この50ページの方にあります望ましい整備のところに、今オールジェンダートイレというふうな考え方で、トイレの整備をしているところがあると思うんですけども、望ましい整備のところに書けるものはないのかということを思います。基本的な考え方の中にトランスジェンダー等というのを入れたとしても望ましい整備のところにオールジェンダートイレということが書かれてないと、実際には望ましい整備というところの内容がわからないと思います。私が見落としているんでしたら、教えていただけたらと思うんですけども。

やっぱり万博もあるということがあります。オリンピックに向けて成田空港で整備されたり、そういうのが報道でされたりとか新国立競技場で整備されたりいうのがあるんですけども、やはりこの大阪で、万博の施設だけじゃなくて、万博に関わって大規模な建物とか商業施設とかが建て替わったりとか整備されたりしていっていますので、そのときにオールジェンダートイレのところですね。特に大規模な建物なんかでは、設置していくことは可能だと思いますので、早く望ましい整備というところに示していくことが必要ではないかなと思いますので、検討いただけたらと思います。既にも書かれているということでしたら結構なんですけども、以上です。

〇部会長代行

ありがとうございます。この件について事務局の方、いかがでしょうか。

〇事務局

オールジェンダートイレの記載につきましては、先ほどの資料1－6の48ページ、点字資料の126ページでございますが、こちらにトランスジェンダーと記載をさせていただいたところで他の部分での記載はないというのが現状です。なぜここに書いたのかというところを少しご説明させていただきますと、トランスジェンダーの方のトイレについてどういうふうにあるべきなのかというところがまだ具体なところがないというようなところもございましたので、まずその考え方のところにトランスジェンダーの方も含めた、利用しやすいトイレというところを書かせていただきました。あと記載に関しては、資料1－6の50ページの上から四つ目の丸になります。点字資料で申しますと、136ページから137ページの辺りかと思いますが、その中で高齢者や知的、発達障がい者などの同伴介助や、性的マイノリティ等の利用に配慮し、広めの男女共用便房を設置することに配慮するということの記載があります。今申し上げたのはサイズ的な話にはなってまいりますが、トランスジェンダーの方の本質のところかどうかというご意見はあるかと思いますが、そういう意味でこの8番の便所の基本的な考え方のところに入れさせていただきました。また、こういう記載ができるのではないかといったご意見ご提案とかがあれば教えていただけたらというふうにも思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〇部会長代行

ありがとうございます。とりあえず今後の検討課題となるかと思いますけども、よろしいでしょうか。

私の方からも一つ意見があるんですけれども、先ほど上がった最後に、新規として、21番、小規模店舗における設計ガイドラインを付け加える件なんですけれども、個別の具体的なガイドラインは、もちろん重要なんですけどもこのページの冒頭に、薄い網かけで、そのためのガイドラインの基本的な考え方とかを示している一連の文章がまとめられています。この内容は今後検討される必要もあるかと思いますけども、こういうものを各項目の前面にまず出しておくというのは非常に重要な形態だと思っています。他のＩＳＯ、国際規格などでも、まずその基本的な考え方とか、誰がどういうふうに使うのかという方針がうたってあるんですけれども、そういうものが各冒頭にあってもいいかと思います。そういう目で見てみると、それ以前の20項目というのはいずれもこういうものがなくていきなり個別の、短く書いてあるものもありますけれども、ほとんど記載が設定されていないということもありますので、できたら付け加えるといいと思います。

そうすると先ほど案件に挙がっていた、例えば、音声ガイダンスだけではなくて視覚的なガイダンスも必要であるとか、あるいはトランスジェンダーを配慮したトイレの設計のあり方も、考えなくてはいけない。そういった項目もその中に入れることもできるかと思いますけれども、いかがでしょうか。

〇事務局

今の部会長代行からいただいたご意見の基本的な考え方というところなんですけれども、資料1－6で全ての抜粋ではないんですけれども、例えば8番の便所でいきますと1－6の48ページ、点字資料の126ページですとか、70ページ9番の駐車場、点字資料で申しますと161ページの辺りかと思います。ここで基本的な考え方ということで、3行ほどあるんですけれども、今回抜粋していますので全部はお見せできていないのは申し訳ありませんが、各章こういう形で書かしていただいています

〇部会長代行

わかりました、用意されているんでしたらそれで結構です。

他いかがでしょうか。

ここまで数多くのご意見、ご議論が出てきました。総じて言うと、例えば項目間に齟齬があるとか、あるいは要望の統一であるとか、あるいは個々の項目についてだけではなくて項目間をまたぐような検討課題というのもあったかと思います。他いかがでしょうか。

それで、一つ、今後の課題、今後の予定、スケジュールの件なんですけども、一つの考え方として、またこういった検討部会を、対面で開催するという選択肢もございますし、あるいはそのまま次回、審議会の形で進めるというスケジュール案もあるかと思いますけれども、どうしても私の意見としては、一つ期間を区切ってオンラインでの部会を開催してもいいのではないかというふうに考えております。理由としてはどうしても今回も膨大な量の資料が配布されましたけども、隅々目を通すことはこの場では不可能に近いです。なので、後で気がついたところ、あるいは後で疑問に思った議論したいところ、そういったものがどうしても出てくる可能性もあります。なので、今後、正月明けには審議会も予定されております。そういったことを考えると、オンラインでの検討部会を、期間を限定して開いてもいいのではないか、そういうふうに考えていますけども、皆さんいかがでしょうか。このまま、次に審議会に行くということでもいいですし、あるいはもう一度対面のこういった検討部会を開くということでも構わない、選択肢としてあるんですけども、いかがでしょうか。

〇委員

まだ資料の1－7と1－8の部分の説明をしていただいてなくて、ここでも一点言いたいのでまたそれをしていただきたいところもあるんですが、先ほどの先生からの発言ですが、今日もいろいろと意見が出たというところはありますので、いたずらに何度も何度も開けばいいというものではないということは理解するんですが、今回のことでも多分もう1回大きな変更をかけていただくというふうなことになりますし、事前にそんなに早くできないかもしれませんが、1回資料を提供していただいて意見交換もあった上で、部会の形、それを対面にするかオンラインにするかはいいんですが、ぱっと出されて、ぱっと意見をお願いというようなやり方は少し避けていただいて、せいぜい1週間ぐらいは余裕をいただいて、持ち方としては、オンラインであっても対面であっても僕は構わないかなという気がしますが、一度そういう形でやらせていただくのが今回のいろいろな意見というのが出たところの、今回はもう1回バージョン変えないといけないということになると思います。

審議会にそれをいきなりというのもやや不安を感じるところはありますので、そういう形でもやっていただければありがたいというふうに思っております。

ただ1-7と1-8のことについてもちょっと意見が言いたいことあるんですが説明していただいていいですかね。

〇事務局

資料1-7、1-8について説明

〇部会長代行

ありがとうございます。今の資料1-7、1-8について何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

〇委員

まず1-7のところですが、具体的な課題を並べていただいておりますがトイレのところです。今大人用ベッドというのは1万平米以上で設置義務となっているところがあると思うんですが、本来、国の今回出ました建築設計標準にもありますように建物の規模ごとの義務基準と望ましい基準ということが検討されるべきではないかと思いますので、二つ目の丸で大きさと下限の見直しというのもあるんですが、もちろんこれも含めて設置の対象の建物のあり方というか、網掛けをどこまでできるかということも入れていただきたいということがあります。

もう一つはコンビニなんですが、おっしゃっていただいたんで、ここの課題に入っていくかと思うのですが、今回ガイドラインでは載せていただいている。しかし、先ほど説明がありましたように、この条例の逐条解説では、この9番に当たる、つまり、1階にお店があって2階にも店の一部があって、両方横移動で行ける場合っていうのは、上記はいけなくて構わないというふうな考え方で、これだと2階に車椅子用のトイレというのができている店舗が増えているというのが私達の、この間の前回の会議で言った、問題点、定義なんですが、大阪府としてもそれを認めてしまっているということではないのかというふうに思います。そこはやっぱり非常に大きな問題ではないかと思うわけです。そもそも、大阪府は、コンビニに車椅子トイレを整備するっていうことを先駆けてやっていただいていたわけです。ところが、階段しかないところの2階に車椅子を使えるトイレがある。もちろん、車椅子の方だけじゃなくて、いろんな方が使うわけですけれども、車椅子の方は全く行きませんし、私のような杖、もしくは片杖を使うような人も含めて、お年寄りも含めて、2階にトイレがあるということはですね、やはりそこはもう実質上、使いにくい、ほぼ使えないという状況になっているわけです。かつて昔の建物とかであれば、エレベーターの前に段差があるとか、階段が1段2段あるとかそういった構造があって、エレベーター自身が使えないみたいなことがあったりしたわけですけれども、この問題は過去の建築物というわけじゃなくて、今後できてくる新規の建築物でこういうことが起こってくるということなんです。これについては、何としても止めていただきたいと思いますし、今回のガイドラインでは弱いところがあるんではないか。ぜひ今の条例での解釈がこうであるならば、条例そのものの変更ということをしていただきたいということを強く思う次第です。

ここに関して、以上なんですが、一点目に言ったガイドラインのところで、ご回答でいただけたんですが、改めて、国の建築設計標準についての部分をガイドラインに反映するというところもやっていただきたいということ。改めてお願いしておきたいと思います。発言内容としては以上です。

〇部会長代行

ありがとうございます。この件について事務局の方は、何かご見解ございますか。

〇事務局

来年度の検討項目につきましては繰り返しになりますがコンビニの2階の案件についても検討させていただきたいと思いますし、介護用ベッドの1万平米以上という対象の規模要件についても検討させていただけたらと思っております。

〇部会長代行

ありがとうございます。その他資料1-7、1-8で何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

では、先ほどの次回のやり方の件にまた話を戻したいと思います。今のご意見を踏まえれば、次回もまた、検討部会をもう一度行う。ただし、そのための資料については、1週間ほど前倒しで配布してもらった上で開く。開催形式としては、どちらの案もあるんですけれども結構お忙しい中集まってもらうのも困難なこともあります。私の意見で言えば、次回はオンライン形式で、ただし事前に配布資料を配っていただくという条件付きで開催ということを提案したいと思いますけれどもいかがでしょうか。

〇委員

会議の進め方、私はオンラインでも、こういう形で対面で会うのもどちらでもいいと思います。それぞれメリットデメリットがあるので、内容によって、十分オンラインの方が効率よく効果的にできる場合もありますので、それはそれでいいと思います。

ただ、コロナ禍になってからの、そういうオンラインの方法ですけれども、様々なとこで取り入れられて、僕も実践されているんですけども、ただ私の印象として、大阪府の行政、この福祉のまちづくりだけでなくて、他のとこでもなかなかうまくやりとりができないんです。音声が悪かったりとか、また全体が見えなかったとか、事務局と参加者のコミュニケーションを取れなかったということで、その辺が十分改善されるならば、オンラインで効果的にやれるというように思いますけども、Ｚｏｏｍか、Ｔｅａｍｓかどちらかかと思うんですけども、その辺が最大限生かせるような形の運営であれば良いと思います。テーマを絞ったような形でしてもらったらいいかなというふうに思いますけれども。

○部会長代行

ありがとうございます。

〇委員

正直恥ずかしいことですけど、私は視覚障害でオンラインの会議は参加してないわけではないんですけど、先ほどからおっしゃっているように膨大な資料があってその点字の資料があって、何ページとか言っていただいてもそこについていくのが大変な状況なんです。現場にこうやって集まっていても大変なのにオンラインでやるとしたら、この状況でついていけるかどうかというのは心配です。もしやるとしたら工夫が要ると思うんですよね。今日は全体の部分を論議しているわけですけど、例えば、便所のことについてとか、コンビニのことについてとか、項目を絞ってやっていただかないと全面的なものでやるとすると、それなりにお忙しいから時間をとってとかおっしゃいますけど、それに合わせるための時間が要るようになってしまう。その辺は、福祉のまちづくり条例の施行を考えるというその役割をするこの会議として、いろんな立場の人がいて、その会議がいろんな立場の人がちゃんと参加でき、理解できるような状況を作っていくことの方が大事でそれをできないのに、まち作りはできないと思います。検討してください。

〇部会長代行

貴重なご意見ありがとうございます。

オンライン会議の形式だけではなくて、メール審議という形式もありうるんですけれども、メール審議という形の方が、やりやすいでしょうか。

〇委員

正直私のことだけで言うと、ＰＣのことについてそんなに卓越した能力を持っているわけじゃないので、やってみないとわからない部分がいっぱいあるんですよ。だからいろいろ提案していただくのは結構ですけど、さっきも言っていますようにいろんな能力の人がいろんなこういう会議に参加して話した結果こういうまち作りになりましたよという状況を作る必要があるとしたらこの会議も多様な方法がいるんじゃないかなというのは思います。

○部会長代行

今いろいろなご意見が出ましたけれども、いかがいたしましょうか。事務局サイドとしてはどうでしょうか。技術的な問題も課題も出ましたけれども。

〇事務局

事務局としましては、対面の方が議論をしやすいということでしたら、対面でさせていただけたらと思っておりますので、皆さんのご意見をいただけたらと思います。

○部会長代行

対面で良いということであればもちろんそれで結構なんですけれども。

〇委員

聞こえる人の会議はわかりませんけど、目で見て進めるという会議ならば、皆さんが集まって、その中で、あの人がこう言っています、あの人はこういう意見ですという、そういう雰囲気も掴みながら会議をする方がわかりやすい。オンラインになるとどうしても画面の向こうに誰がいるのかちょっとつかみにくいという状況になります。いつの間にか誰かに変わって違う人が発言している。という雰囲気になるとその内容についていくのが大変になります。そういう面がありますので、対面の方が私としてはありがたいと思います。私の意見は以上です。

〇部会長代行

ありがとうございます。他の方々いかがでしょうか。

〇委員

私の意見も同様で、コロナ禍の場合でありましたら、やむを得なく、Ｚｏｏｍなどを使ってのオンラインも有効なツールかとは考えておりましたけれども、このような今の状況でしたらやはり現場の雰囲気であるとか、発言の内容がダイレクトにわかるというメリットもございますので、オフライン、このような会議の持ち方を今後していただければ大変ありがたいかなと考えております。以上です。

〇部会長代行

ありがとうございます。

どうやら対面で次回検討部会をもう1回やるということでまとまりつつあるように思います。それでよろしいでしょうか。ただ、条件として、資料をもう少し見る時間的余裕を確保していただきたいということはございますのでその辺は事務局の方お願いいたします。それでは、とりあえず以上で予定していた審議とあとその他がありますけれども、その他何かございますでしょうか。もしなければ事務局にお返しいたします。

〇委員

大阪府の皆さんにお伺いしたいんですけれども。

資料の1－1のところで、ガイドラインが改訂されたその次に設計者等への啓発という予定になっているんですけど、この設計者等への啓発について何か具体的なお考えになっていることってあるんですか。もしあるのでしたら教えていただきたいと思いました。

〇事務局

資料1－1、点字資料の9ページにございます令和5年度の設計者等への啓発と書いている部分については事務所協会さんや建築士会さんと連携させていただきまして、情報発信などをお願いできればと考えているところでございまして、その際にご説明申し上げたいと考えています。

○委員

大阪府の方で設計者、建築士に対しての講習会とかそういうふうなことは今のところは具体的には考えていないということでいいんですか。

○事務局

今の段階ではそこまで具体な検討までは行ってないところなんですけれども、場合によってはそういうようなことも含めて、させていただければと思っております。

〇部会長代行

ありがとうございます。他よろしいでしょうか。

じゃあ事務局の方でお願いいたします。

〇事務局

今日いろいろご意見いただきましてありがとうございます。前回から、いろいろご意見賜ってこちらも作業を進めてまいっておりますが、どんどんご意見いただいて気づきもありまして、いいものになっていくように努力はしております。またもう1回部会に集まっていただけるということですので、そこに向けて作業してまいりますので、ぜひいろいろご助言いただきながら、いいものを作っていきたいと、また来年度のことにつきましても今日いただいた意見をまとめましてどのように進めていくか、まず全部をいっぺんに回していってもなかなか難しいのかなと思ったりして、先ほど委員からもテーマを決めての方が議論がしやすいということもございましたので、その辺りも含めて、また事務局の方で検討してご提案をさせていただいて、進め方を決めていただければと思っております。

部会長代行ありがとうございました。

委員の皆様も貴重なご意見、誠にありがとうございます。また今ただいま日程調整をさせていただいております。23日締め切りでさせていただいております日程調整についてですが、これを参考に、今おっしゃっていました部会や審議会の日程、部会を開かないと審議会にというのは決められないと思うんですけれども今、日程調整さしているものを参考に、日程の方を決めさせていただきたいと思っております。

また日程が決まり次第ご連絡させていただきますので、ご出席の方よろしくお願いいたします。それでは、以上をもちまして本日の部会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。